

重要事項説明書

[令和7年 4月 1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 ニューズコーポレーション
代表者役職・氏名	代表取締役 平尾良雄
本社所在地	埼玉県北本市中央3丁目71番地4号
電話番号	048-593-7688

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	看護小規模多機能ケアみらい
所在地	〒364-0007 埼玉県北本市東間6-106-3
電話番号	048-501-5011
FAX番号	048-501-5013
事業所番号	指定事業所番号1195300130
管理者氏名	竹本妙子
通常の事業の実施地域	北本市全域

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日		
営業時間	① 訪問のサービス提供時間	24時間	
	② 通いのサービス提供時間	基本時間	9時～16時まで
	③ 宿泊のサービス提供時間	基本時間	16時～9時まで

(3) 登録定員及び利用定員

登録定員	25名
通いサービス利用定員	15名
宿泊サービス利用定員	5名

(4) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1人 (介護職と兼務)
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者等と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 	1人以上 (介護職と兼務)
看護職	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日々の健康チェックや保健衛生上の指導や看護を行います。 ・主治医の指示に基づき訪問看護サービスを提供します。 	2. 5人以上
介護職	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供します。 	3人以上

3 サービス内容

居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、看護小規模多機能型居宅介護以外のサービスを含めた居宅サービス計画を作成し、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの柔軟な組み合わせに看護サービスを加え、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
相談・援助等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者またはその家族に対して、日常生活における介護等に関する相談・援助を行います。
通いサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において、以下の介護サービスを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ア 日常生活の援助 イ 健康チェック ウ 機能訓練 エ 食事介助 オ 入浴介助 カ 排せつ介助 キ 送迎支援

宿泊サービス	・事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話をを行います。
訪問介護サービス	・利用者の居宅において、以下の介護サービスを行う。 ア 入浴・排せつ、食事、清拭等の身体介護 イ 調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活援助 ウ 安否確認・見守り
訪問看護サービス	・利用者の居宅において、以下の看護サービスを行う。 ア 病状・障害の観察 イ 清拭・洗髪等による清潔の保持 ウ 食事及び排泄等日常生活の世話 エ 床ずれの予防・処置 オ リハビリテーション カ ターミナルケア キ 認知症患者の看護 ク 療養生活や介護方法の指導 ケ カテーテル等の管理 コ その他医師の指示による医療処置

4 利用料、その他の費用の額

(1) 看護小規模多機能型居宅介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10,33円(6級地)

看護小規模多機能型 居宅介護費(1月につき)		基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
同一建物に居住する者以外	要介護1 12,447単位	128,577円	12,858円	25,716円	38,574円
	要介護2 17,415単位	179,896円	17,990円	35,980円	53,969円
	要介護3 24,481単位	252,888円	25,289円	50,578円	75,867円
	要介護4 27,766単位	286,822円	28,683円	57,365円	86,047円
	要介護5 31,408単位	324,444円	32,445円	64,889円	97,334円

短期利用居宅介護費 (1日につき)	基本利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1 571単位	5,898円	590円	1,180円	1,770円
要介護2 638単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3 706単位	7,292円	730円	1,459円	2,188円
要介護4 773単位	7,985円	799円	1,597円	2,396円
要介護5 839単位	8,666円	867円	1,734円	2,600円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算 ※地域区分別1単位当たりの単価 10,33円(6級地)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初期加算 30単位	初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。	1日につき 309円	31円	62円	93円
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算 200単位	医師が、認知症行動・心理症状のため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用が適当であると判断した場合7日間を限度として算定します。	1日につき 2,066 円	207円	414円	620円
認知症加算 Ⅲ 760単位	認知症加算(Ⅲ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。	1月につき 7,850円	785円	1,570 円	2,355 円
認知症加算 Ⅳ 460単位	認知症加算(Ⅳ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。	1月につき 4,751 円	476円	951円	1,426 円

若年性認知症利用者受入加算 800単位	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に算定します。	1月につき 8,264円	827円	1,653円	2,480円
退院時共同指導加算 600単位	退院時共同指導加算は、病院等に入院中の利用者が退院するに当たり、事業所の看護師が退院共同指導を行った後に退院し、訪問看護を実施した場合に算定します。	1回につき 6,198円	620円	1,240円	1,860円
緊急時対応加算 774単位	緊急時対応加算は、利用者の同意を得て、利用者又は家族から24時間連絡できる体制をとり、必要に応じて緊急時の訪問及び宿泊を行う体制にある場合に算定します。	1月につき 7,995円	800円	1,599円	2,399円
特別管理加算Ⅰ 500単位	特別管理加算Ⅰは、がん末期、気管切開の状態、留置カテーテルを使用などの管理が必要な場合に算定します。	1月につき 5,165円	517円	1,033円	1,550円
特別管理加算Ⅱ 250単位	特別管理加算Ⅱは、在宅酸素、人工肛門、褥瘡、点滴などの管理が必要な場合に算定します。	1月につき 2,582円	259円	517円	775円
ターミナルケア加算 2,500単位	ターミナルケア加算は、主治医と連携し、看取り及びターミナルケアを行った場合に算定します。	25,825円	2,583円	5,165円	7,748円

②加算の基準に適合していると市に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
看護体制強化加算Ⅰ 3,000単位	看護体制強化加算Ⅰは、医療ニーズの高い利用者へ看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定する。(ターミナルケアを行った実績がある場合)	1月につき 30,990円	3,099円	6,198円	9,297円

看護体制強化加算Ⅱ 2,500単位	看護体制強化加算Ⅰは、医療ニーズの高い利用者へ看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定する。	1月につき 25,825円	2,583円	5,165円	7,748円
訪問体制強化加算 1,000単位	訪問体制強化加算は、利用者の居宅における生活継続のため訪問サービスの提供体制を強化した場合に算定します。	1月につき 10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
総合マネジメント体制強化加算 1,200単位	総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。	1月につき 12,396円	1,240円	2,480円	3,719円
サービス提供体制強化加算 640単位	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から介護福祉士が職員の50%以上の場合に算定します。	1月につき 6,611円	662円	1,323円	1,984円
サービス提供体制強化加算 (短期利用) 21単位	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から介護福祉士が職員の50%以上の場合に算定します。	1日につき 216円	22円	44円	65円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅱは、総合的な職場環境改善による職員の定着促進を目的とした加算です。				
	以下の要件を満たした場合に算定します。 ・職場環境の更なる改善、見える化 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備 ・改善後の賃金年額が一定以上になる職員が一定数いる			1月につき 総単位数の14.6%	

(2) 訪問看護が医療保険の適用となる場合の減算

減算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合					
要介護1～3 ▲925単位	末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態	1月につき ▲9,555円	▲956円	▲1,911円	▲2,867円
要介護4 ▲1,850単位		1月につき ▲19,110円	▲1,911円	▲3,822円	▲5,733円
要介護5 ▲2,914単位		1月につき ▲30,101円	▲3,011円	▲6,021円	▲9,031円
主治医から特別訪問看護指示書が出ている場合					
要介護1～3 ▲30単位	急性憎悪などにより、主治医から特別指示書が出ている期間	1日につき ▲309円	▲31円	▲62円	▲93円
要介護4 ▲60単位		1日につき ▲619円	▲62円	▲124円	▲186円
要介護5 ▲95単位		1日につき ▲981円	▲99円	▲197円	▲295円

(3) 交通費・送迎費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、サービスが利用できないことがあります。

(4) キャンセル料（介護予防を除く）

サービスの利用を中止した場合には、キャンセル料をいただきません。

(5) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 食事代 朝食550円、昼食800円、夕食650円（利用した場合のみ）
- ③ 宿泊費 1日につき3,000円（1泊2日の場合は6,000円）
- ④ ナイトケア 3,000円
- ⑤ おむつ代 実費
- ⑥ その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- ⑦ エンゼルケア 15,000円

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月16日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の28日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	医師氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
-------	--------------

保険名	介護賠償保険
-----	--------

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を下記の通り設置します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 竹 本 妙 子
電話番号	048-501-5011
受付時間	午前9時から午後4時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)

市及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

北本市 高齢介護課	所在地 北本市本町1丁目111番地 電話番号 048-594-5540 FAX番号 048-593-2862 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
鴻巣市 介護保険課	所在地 鴻巣市中央1丁目1番地 電話番号 048-541-1321 (代表) FAX番号 048-541-1328 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704番 (国保会館4階) 電話番号 048-824-2568 (苦情相談専用) FAX番号 048-824-2561 対応時間 午前8時30分～午後 午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)

10 第三者評価（外部評価）の実施状況

- (1) 1年度に1回実施
- (2) 直近の実施日
- (3) 評価機関の名称 運営推進会議
- (4) 評価結果の開示 事業所内に掲示およびホームページへ掲載

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護従事者はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
 - ① 利用者以外の家族のためのサービス提供

- ② その他、看護小規模多機能型居宅介護のサービスに該当しないサービスの提供
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
 - (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。